

20240725指定都市市長会資料

「予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関する指定都市市長会要請」に係るその後の状況について(報告)

- 1 妊娠内密相談センターの運営状況について
- 2 「こうのとりのゆりかご」第6期検証報告書について
- 3 ドイツにおける内密出産制度・妊娠相談体制等について

2024年7月25日 熊本市

1 妊娠内密相談センターの運営状況について①

1

【概要】

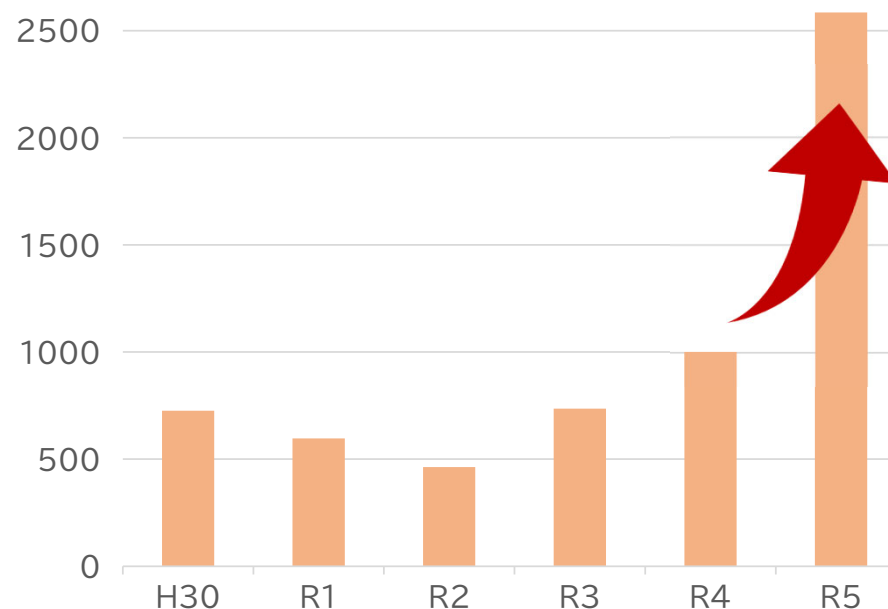
令和5年4月、予期せぬ妊娠などに悩む方々が匿名でも相談しやすい相談窓口として、妊娠内密相談センターを開設。保健師2人、社会福祉士2人、心理相談員1人、養護教諭1人、事務職1人が、チームでソーシャルワークを実施。

● 妊娠内密相談センター 令和5年度 相談内容別件数

主な相談内容	延べ件数
妊娠・避妊に関する相談	47
思いがけない妊娠	288
中絶について	55
妊娠・出産前後の不安	131
出産・養育について	128
その他	17
計	666

【参考】妊娠に関する悩み相談件数の推移

(熊本市合計)



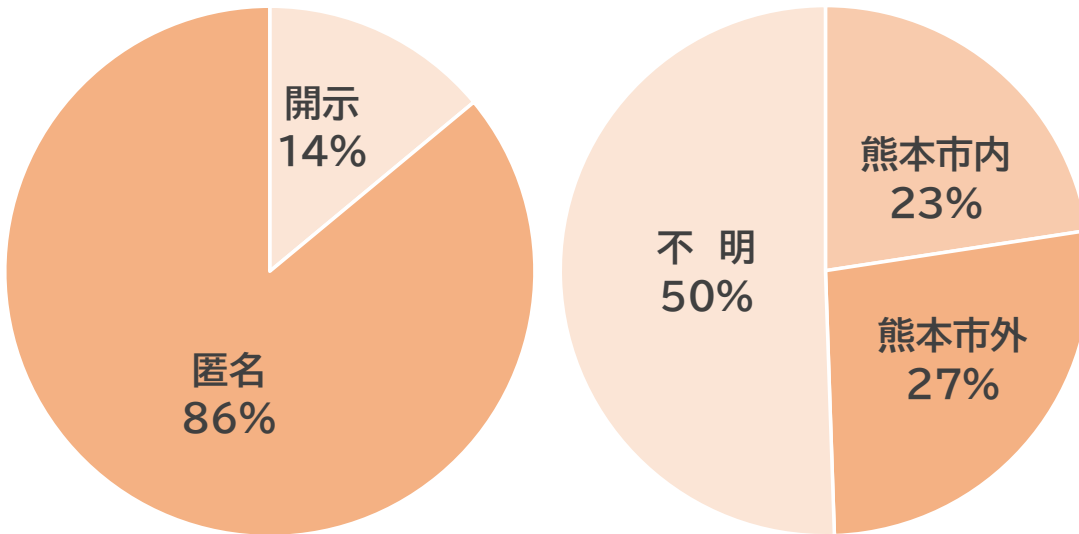
1 妊娠内密相談センターの運営状況について②

2

妊娠内密相談センターへの相談者の属性(初回相談時)

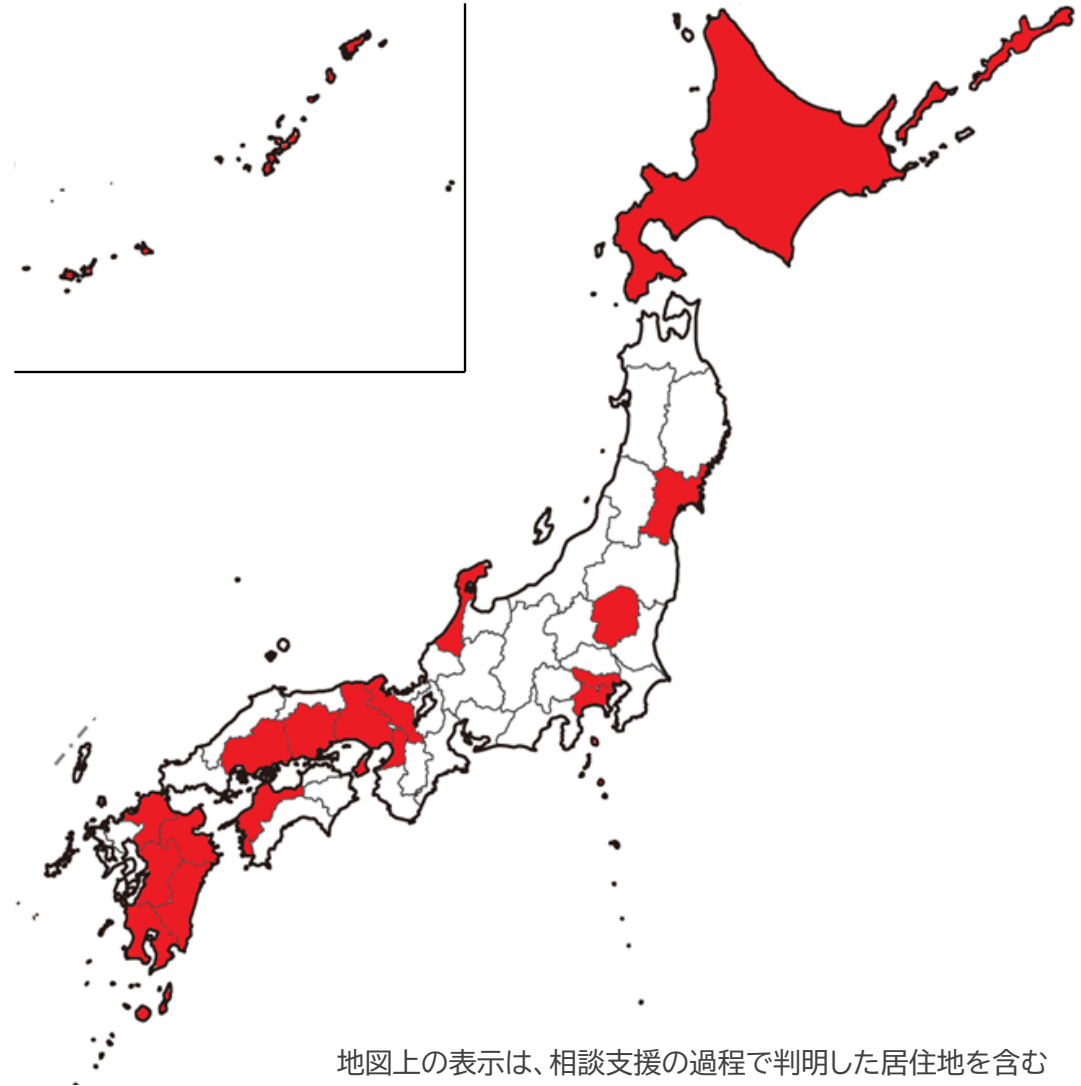
● 氏名開示の状況

● 相談者の居住地



✓ 予期せぬ妊娠などに悩みながら、匿名でなければ相談が難しい方が全国におられることの現れ

⇒ **相談支援体制の全国的な強化**が必要



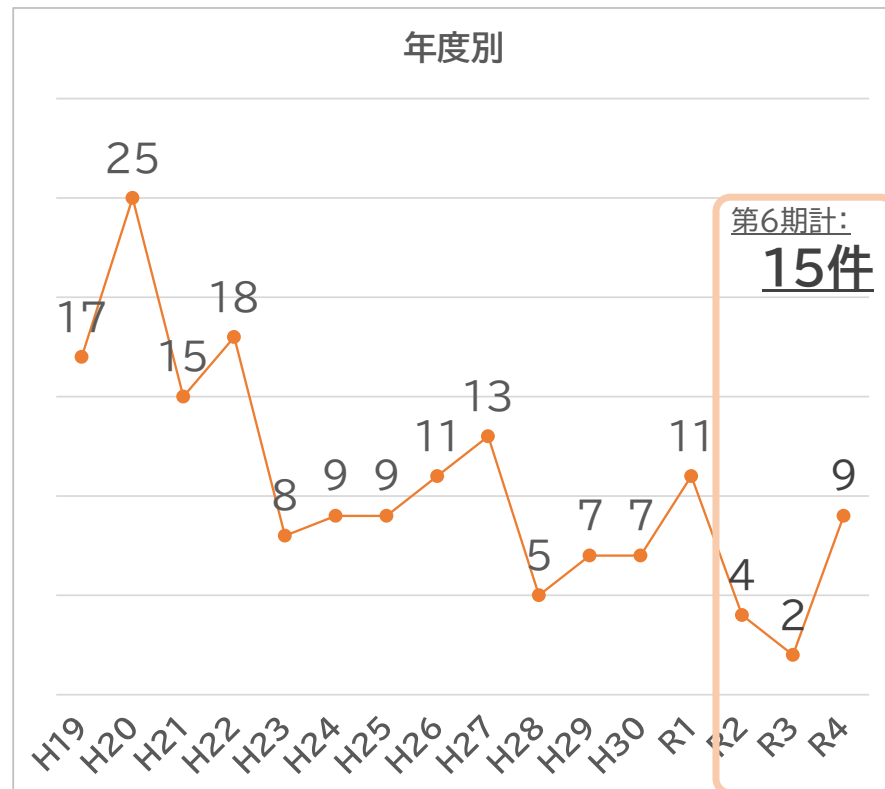
地図上の表示は、相談支援の過程で判明した居住地を含む

2 「こうのとりのゆりかご」第6期検証報告書について

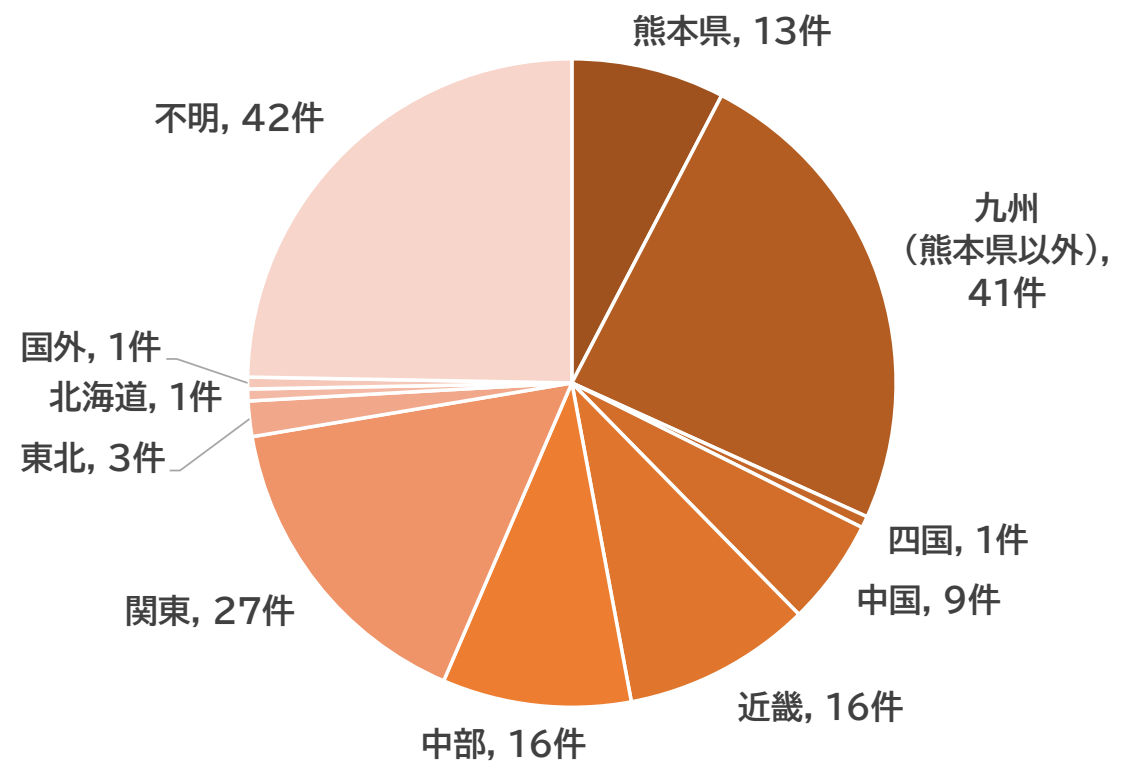
3

- ✓ 平成19年(ゆりかご設置当初)から令和4年度末までの預け入れ件数は170件
- ✓ 「父母等の居住地」について、全国から預け入れが行われていることが分かっている
⇒ **全国的な課題**である

●預け入れ件数の推移



●父母等の居住地(H19-R4内訳)



3 ドイツにおける内密出産制度・妊娠相談体制等について

4

【視察概要】 日程 : 令和5年(2023年)10月6日～7日
視察先 : (1)ケルン市 連邦家族・市民社会局(国の機関)
(2)ハイデルベルク市 プロフェミナ(NGO団体が運営する妊娠相談所)

法=ドイツ 妊娠葛藤法(Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten)

● 相談体制の整備

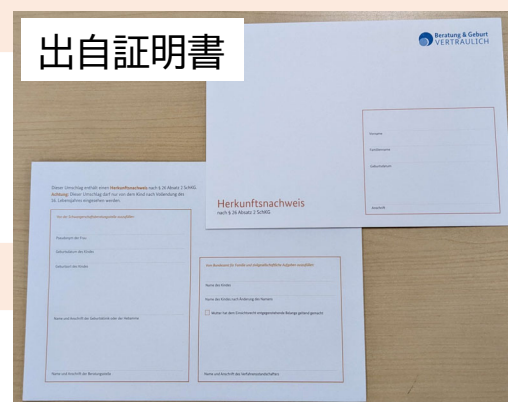
- ✓ 居住地近くに妊娠相談所が設けられ、住民4万人当たり1人以上の相談員が配置されるよう州が助成(法第3, 4条)
⇒ 国内に1,600以上の相談所が開設
- ✓ 連邦が全国共通の電話相談窓口を開設(法第1条⑤)
⇒ 24時間、無料の相談窓口を連邦が運営

● こどもの出自を知る権利の保障

- ✓ 妊娠相談所が法に定められた事項を出自証明書に記入し、連邦機関が保管(法第26, 27条)
- ✓ 内密出産で出生した子は16歳以降、出自証明書の閲覧を要求可能(法第31条)

● 性教育の推進

- ✓ 連邦は性に関する啓発のための計画を策定し、啓発資料を無償で配布(法第1条①,②,③)
⇒ こどもの年齢や性別に応じた教材を連邦が作成



✓ 内密出産を含む予期せぬ妊娠で悩む人々を支える体制が**法に基づき安定的に運用**されていることを改めて確認